

機材貸出規約

1. 借用可能な人

- 熊本大学構成員（但し、学生が申請する場合は、指導教員、顧問等の同意、署名が必要）

2. 用途

- 熊本大学における教育、研究、社会貢献に利する活動等

3. 貸出期間

- 原則として貸出日を含めて7日以内とします。（貸出・返却受付は平日10時～16時）延長が必要な場合は直ちにお申し出ください。延長の最長期間は貸出日を含めて30日間です。ただし、機材の使用状況によっては対応できず、利用希望機材の変更や貸出をお断りする場合があります。
- 延長の申し出がなく長期借用した場合、もしくは延長の最長期間を過ぎても返却されない場合は返却を督促し、貸出を無期限凍結いたします。

4. 申し込み方法

- 必要事項を記入した機材借用申込書を、貸出希望日の3日前までにeラーニング推進室へお送りください。
- 当日の急な申し込みには対応できない場合があります。

5. 注意事項

- 用途によっては必要となる関連機材もありますので、ご相談ください。
- メモリーカード、記録メディア、乾電池等の消耗品は借用者自身でご準備ください。
- 機材の取扱いには十分注意してください。
- 紛失、損傷した場合は借用者の所属組織の予算で補填していただきます。
- “又貸し”が発覚した場合は双方への貸出を無期限凍結いたします。